

令和 7 年度
埼玉県保育補助者雇上費貸付の手引き

令和 7 年 8 月

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

目 次

1	事業の概要	1
2	申請	3
3	貸付	4
4	返還	6
5	返還猶予・返還免除	7
6	届出義務・提出書類	8
7	様式一覧	10
8	問い合わせ先	11
9	対象となる保育所等定義一覧	11
10	保育に関する40時間以上の実習の内容について	12

1 事業の概要

(1) 事業の目的

この事業は、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育所・幼保連携型認定こども園等（以下「保育所等」という。11ページ参照）へ、保育士資格を持たない保育補助者の雇上げに必要な費用補助を行うことで、保育人材を確保することを目的とします。

※保育補助者とは

保育士資格を持たないが、保育所等に勤務し保育士の補助を行う者。

(2) 実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が行います。

(3) 貸付対象者

次の①～④のすべてを満たす保育所等。

- ① 原則として、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に新たに保育補助者の雇上げを行う県内の保育所等（さいたま市を除く）であること。ただし、以下のいずれかの要件を満たす場合は、既に雇用している保育補助者についても例外的に対象とする（申請時に証明書類の提出が必要）。

ア すでに雇用している保育補助者について、保育士資格の取得に施設として取り組んでいる場合で、その者の資格取得後に別の補助者を雇用する計画があること。

イ 貸付を受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士処遇改善に取り組み、前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者がそれぞれ同数以上であること。

ウ 保育士の平均勤続年数が11年以上であること。

また、特に保育士の業務負担軽減に資する取組を行っている保育所等で県が認めること。

- ② 保育補助者は、保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識および技能があると県が認める者であること。

なお、ここでいう「保育に関する40時間以上の実習」は、当該貸付を受けようとする保育所等への勤務開始後、実習を受けても差し支えない。

※「保育に関する40時間以上の実習を受けた者」とは

保育所等の職場内で行う実習を想定しています。内容については、12ページを参考にしてください。

※「これと同等の知識及び技能がある」とは

子育て支援員研修を受講していることや行政機関・社会福祉協議会・関係団体等が実施している保育に関する一定の研修を受講していることです。

- ③ 保育所等は、保育補助者を新たに配置することにより、具体的にどのように保育士の勤務環境が改善されるか保育士勤務環境改善計画書（様式第3号）を策定し、その計画書に基づき保育士の勤務環境改善を行うこと。なお、改善状況の確認のため「現況届（様式第10号）」を市町村保育担当課に提出すること。
- ④ 保育補助者は原則週30時間以上勤務であること。

（４）貸付金の使途と貸付額

保育補助者の雇上げに要する費用（報酬、給与、職員手当等、賃金等）とし、貸付額は年額2,953,000円以内（千円未満切り捨て）とします。

ただし、年度途中から対象になった場合は、月額246,000円以内（千円未満切り捨て）とします。

（５）貸付期間

3年間を限度として1年間ごとに貸付けます。ただし、貸付期間中に保育補助者が保育士資格を取得し登録を完了した時点で貸付は終了となります。

※保育士資格取得後、速やかに保育士登録を行ってください。

（例）令和7年4月1日採用の保育補助者の場合。

- ・貸付期間は、令和7年4月～令和10年3月までの3年間。
- ・ただし、令和8年3月に保育士資格を取得し登録した場合は令和8年3月で貸付終了。

※保育士試験合格後2ヶ月以内を目途に、保育士証の写し等の必要書類を県社協へ送付してください。

※貸付期間中に保育士試験に合格したが、保育士登録を行っていない場合は、合格から2ヶ月後の月末で貸付期間は終了とみなし、送金済金額が貸付期間分より多くなる場合は返金となります。

（６）定員

10保育事業所 ※先着順

（７）利子

利子は無利子です。

（８）連帯保証人

貸付には連帯保証人が必要です。連帯保証人は、次の各要件を全て満たす保育所等を運営する団体の代表者や理事、役員等を立ててください。

- ①日本国籍を有する方又は永住者もしくは特別永住者等である。
- ②申込時点で75歳未満である。
- ③無収入や非課税、生活保護受給者等ではなく、貸付金を確実に返済できる収入等がある。
- ④埼玉県社会福祉協議会が実施する貸付事業の借受人ではない。

(9) 留意事項

- ①保育補助者雇上強化事業等、保育補助者の雇上げに必要な費用を目的とした同種の貸付や補助金との併用はできません。
- ②貸付金を定められた用途以外に使用された場合は、貸付契約を解除し、貸付金は返金していただきます。
- ③保育補助者であっても、保育士配置基準の特例を適用して保育士とみなしている者を対象として申請することはできません。

2 申請

(1) 申請書類

借受希望者は、次に掲げる書類を作成してください。

なお、申請書類等の所定様式は、県社協ホームページからダウンロード可能です。

	申請書類	備考
①	埼玉県保育補助者雇上費貸付申請書（様式第1号）	
②	誓約書（様式第2号）	
③	同意書（様式第16号）	
④	連帯保証人の住民票 （ <u>本籍記載あり</u> ・マイナンバー記載なし・3か月以内に取得したもの）	
⑤	連帯保証人の課税証明書	最新年度かつ所得額の記載があるもの
⑥	保育士勤務環境改善計画書（様式第3号）	具体的な数値目標を記入すること
⑦	保育補助者実習等修了証明書（様式第17号）又は 保育補助者の子育て支援員研修修了証（写）等の保育に関する一定の研修を受講していることを証明する書類	※
⑧	雇用契約内容届出書（様式第18号）	

※ 申請書類⑦について

- ・今後実習を行う場合は、実習計画書（概ね1年以内で修了）を提出。
- ・修了書が発行されている研修は、修了書（写）を提出。
- ・修了書が発行されない研修の場合は、研修の実施要綱や研修案内（写）を提出。
- ・上記と同等以上の経験があることを証明する場合は、県の承認が必要です。事前に県社協に相談してください。

（例：過去に保育補助者として勤務経験がある場合、勤務証明書等を提出 等）

(2) 書類作成上の注意

個別の状況に応じ、上記以外の書類が必要となる場合があります。また、申請書類の作成にあたって、消せるボールペンや修正液（テープ）の使用はできません。訂正がある場合は、訂正箇所を二重線で消し、その後訂正印を押印してください。

(3) 申請手続きに関する注意

①保育補助者の雇用時期によって、貸付期間の対象が異なります。

ア 今年度新たに雇用する場合は、雇用した日から3月以内に申請してください。

イ すでに雇用している場合は、申請した月から貸付期間の対象となります。遡っての申請はできませんのでご注意ください。

(例) 雇用日が令和7年9月1日の場合

- ・令和7年11月末までの申請なら、貸付期間の対象は令和7年9月1日から
- ・令和7年12月1日以降の申請なら、貸付期間の対象は申請月から

※ただし、令和7年9月30日までに申請する場合、貸付期間を以下のとおり遡ることが可能です。

ア 今年度新たに雇用する場合は、保育補助者を雇用した月から

イ すでに雇用している場合は、令和7年4月から

②本貸付は、施設・事業者名での申請を受け付けます。法人規定等により、対外的な申請や契約行為は、法人代表者でなければならない(施設・事業者名での申請ができない)場合は、法人代表名で申請してください。この場合、貸付決定通知書や借用証書(様式第4号)は法人代表者あてとなります。

(4) 申請方法・窓口

保育所等が所在する市町村保育担当課に提出してください。

※市町村保育担当課が取りまとめて、県社協に提出します。

(5) 申請締切

令和8年3月31日(必着)

※ただし、定員になり次第締め切ります。

3 貸付

(1) 貸付決定

申請書類の提出があったときは、審査の上、貸付の可否を決定します。結果については、貸付決定又は不承認の旨を借受希望者に通知します。

また、貸付決定通知を受けた借受希望者は、印紙税法に定める額の収入印紙を添付した借用証書(様式第4号)、印鑑登録証明書(3ヶ月以内に取得した借受希望者及び連帯保証人の分)、振込口座申請書(様式第5号)を提出いただきます。

(2) 貸付金の交付

貸付金の交付は、貸付契約に基づき交付することとし、借用証書(様式第4号)、印鑑登録証明書等の必要書類がすべて提出された後、1年目の送金を指定口座へ行います。

(3) 2年目以降の貸付決定及び送金

借受者は、「保育士勤務環境改善計画書（様式第3号）」に基づく改善状況を1年経過後1ヶ月以内に「現況届（様式第10号）」により市町村保育担当課に報告していただきます。

市町村保育担当課は、改善状況を確認後、「現況届確認書（様式第11号）」により県社協まで報告をお願いします。

県社協は、提出された「現況届確認書（様式第11号）」の内容を確認後、2年目の資金貸付の可否を決定し、送金します。

※改善に向けた取組がなされていないと判断された場合、貸付終了（返還）となる場合があります。

(4) 貸付契約の解除

貸付決定後、次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

- ① ア～ウの場合で、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき、又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格取得もしくはそれに準ずる者として県が認めることが著しく困難であるとき
 - ア 保育補助者が退職したとき
 - イ 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき
 - ウ 保育補助者が死亡したとき
- ② 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付を受けたとき
- ③ 貸付を受けることを辞退したとき
- ④ その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(5) 貸付契約の休止

保育補助者が、疾病その他の理由により休職したときは、休職した日の属する月の翌月から復職した日の属する月の分まで貸付を停止します。

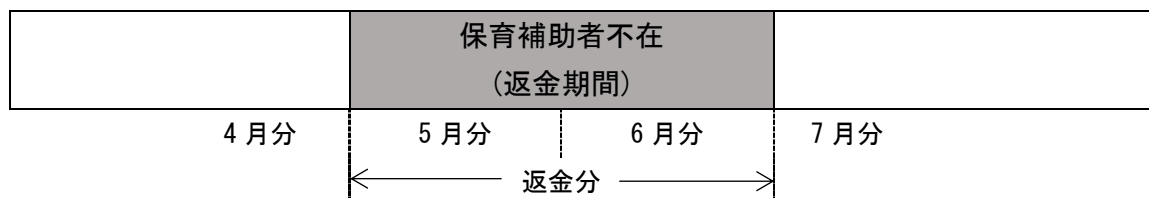
(例) 休止等による貸付資金の返金

①保育補助者が休職となった場合

②保育補助者が退職となり新たな保育補助者を雇用するまでの空白期間がある場合

①4/30 休職 → 6/30 復職

②4/30 退職 → 6/30 雇用



退職した日の属する月の翌月から、新たに雇用した日の属する月の金額が返金となる(貸付は行わないものとする)。

【年額 2,930,000 円が送金されたが、2 か月分を返金する場合の返金額】

・ 2,930,000 円 ÷ 12 か月 = (月額) 244,166 円 (小数点以下切り捨て)

・ (月額) 244,166 円 × 2 か月 = **488,332 円**

(6) 資金交付までの主な流れ (貸付要件を全て満たす場合)

①借受希望者から市町村保育担当課に申請書類を提出



②市町村保育担当課は、申請書類をとりまとめ、県社協に提出



③県社協は、申請書類をもとに貸付の可否を審査



④県社協から借受希望者へ貸付決定・不承認通知書を交付



⑤貸付が決定した借受希望者は、借用証書(様式第4号)等を県社協に提出



⑥県社協は、提出書類を確認後、指定口座に貸付金を送金

4 返還

(1) 返還の内容

①次のいずれかに該当する場合は、返還しなければなりません。

(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く)

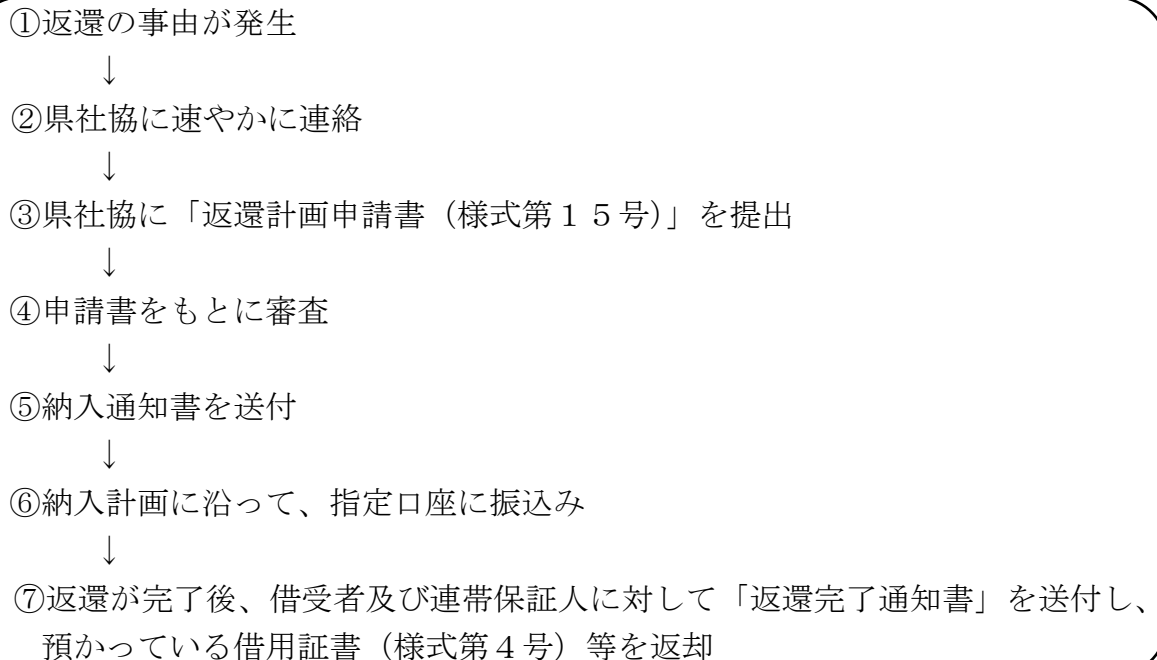
ア 貸付契約が解除されたとき

イ 保育補助者を保育の補助等の業務に従事させなかったとき

ウ 保育補助者が業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に事できなくなったとき

- ②返還開始は、返還事由が生じた日の属する月の翌月からです。
- ③返還期間は、貸付を受けた月数の2倍に相当する期間です。
- ④返還方法は、月賦、半年賦、一括のいずれかとします。

(2) 返還の流れ



(3) 延滞利子

正当な理由なく、貸付金を返還しなければならない日（返還期間）までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

※「正当な理由」とは

- ①借受者が、災害、廃業等により資金困難に陥り、返還金を支払うのが困難であると認められるとき
- ②納付期限までに返還金を支払うことが出来なかった原因が、借受者自身の責めに帰さないと認められるとき
- ③その他、都道府県知事等が正当な理由として認めるとき

5 返還猶予・返還免除

(1) 返還の猶予

次に掲げる事由が継続している期間は、貸付金の返還債務を猶予できるものとします。

- ①保育の補助等の業務に従事しているとき（返還猶予事由に掲げる事由が継続している期間）
- ②災害、その他やむを得ない事由があるとき

※「②災害、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合」は、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。また、「その他やむを得ない事由」とは以下のア～エの場合です。

ア 国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けている者

イ 当該債務の全部を一時に納入することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、納付期限延期措置をとることが徴収上有利であると認められるとき

ウ 災害、盗難その他の事故が生じたことにより、当該債務の全部を一時に納入することが困難であるため、納付期限延期措置をとることがやむを得ないと認められるとき

エ その他該当する場合

（２）返還の免除

次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金の返還の債務を免除するものとします。

①保育補助者が保育の補助等に従事（原則週３０時間以上）し、かつ以下のいずれかに該当する場合

ア 貸付を受ける期間中に保育士資格を取得したとき

イ 当該貸付終了後１年の間に保育士資格を取得したとき

ウ その他それに準ずるものとして県が認めるとき

②保育の補助等の業務に従事している期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合

（３）留意事項

返還猶予・返還免除を希望される場合は、所定の様式を県社協に提出してください。県社協は、返還猶予・返還免除の申請があった場合は、審査の上、可否を決定します。結果については、借受者及び連帯保証人へ通知します。

ただし、偽りの申込み、その他不正な手段によって貸付を受け、貸付契約が解除された場合は返還猶予・返還免除にはなりません。

6 届出義務・提出書類

次のいずれかの事項に該当したときは、借受者（借受者が死亡した場合は連帯保証人）が、速やかに県社協に必要書類を届け出なければなりません。

当資金の借受者は、返還を免除されるか、又は返還を完了するまで様々な届出を行う必要があります。

これらの届出は、返還の免除や猶予などの申請を行う場合の重要な証拠書類となり、届出がない場合、返還の免除や猶予が受けられなくなることがあるので、速やかに届出を行うようにしてください。

なお、以下の例示にない場合は、個別にお問い合わせください。

(1) 貸付期間中、保育補助者が休職、復職したとき

提出書類名	様式番号	備考
貸付休止・再開・辞退届	第7号	

(2) 貸付期間中、保育補助者が変更となったとき

提出書類名	様式番号	備考
異動届	第6号	
貸付休止・再開・辞退届	第7号	・保育補助者の退職に伴い貸付休止していたが、新たに保育補助者を雇用し貸付再開する届出。
保育補助者変更申請書	第8号	
業務従事届	第12号	・変更前の保育補助者の内容
雇用契約内容届出書	第18号	・変更後の保育補助者の内容
保育補助者要件を証明する書類	—	・変更後の保育補助者の内容。本手引き3ページの2(1)⑦参照。

(3) 貸付期間中、保育補助者が保育士資格を取得したとき又は貸付終了後1年の間に保育士資格を取得したとき ※返還債務が全額免除される場合

提出書類名	様式番号	備考
資格取得届	第9号	
保育士証(写)	—	
現況届	第10号	・改善結果の根拠資料を添付
現況届確認書	第11号	・市町村保育担当課が作成するもの
返還免除申請書	第14号	

(4) 貸付期間中、辞退又は保育補助者が退職し、新たに雇用しないとき(全額返還)

提出書類名	様式番号	備考
貸付休止・再開・辞退届	第7号	
業務従事届	第12号	・休職等がある場合はその期間を証明する書類を添付すること
返還計画申請書	第15号	・返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

(5) 貸付期間終了時、保育補助者は保育士資格の取得ができなかったが、今後1年以内に取得の見込みがあり、引き続き業務に従事しているとき

提出書類名	様式番号	備考
業務従事届	第12号	・休職等がある場合はその期間を証明する書類を添付すること
返還猶予申請書	第13号	

(6) 貸付期間終了時、保育補助者は保育士資格の取得ができず、かつ今後1年以内に取得の見込みもなく、退職するとき

提出書類名	様式番号	備考
業務従事届	第12号	・休職等がある場合はその期間を証明する書類を添付すること
返還計画申請書	第15号	・返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

(7) 借受者及び連帯保証人の氏名・住所等を変更した時

提出書類名	様式番号	備考
異動届	第6号	
戸籍抄本	—	・氏名変更の場合のみ
住民票	—	・住所変更の場合のみ。本籍記載あり、マイナンバー記載なし、3か月以内に取得したもの

7 様式一覧

埼玉県保育補助者雇上費貸付にかかる様式は、ホームページからダウンロードできます。

https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/hoikuloan_3.html



↑こちらからも
アクセス可能です

名 称	様式番号
埼玉県保育補助者雇上費貸付申請書	様式第1号
誓約書	様式第2号
保育士勤務環境改善計画書	様式第3号
借用証書	様式第4号
振込口座申請書	様式第5号
異動届	様式第6号
貸付休止・再開・辞退届	様式第7号
保育補助者変更申請書	様式第8号
資格取得届	様式第9号
現況届	様式第10号
現況届確認書	様式第11号
業務従事届	様式第12号
返還猶予申請書	様式第13号
返還免除申請書	様式第14号
返還計画申請書	様式第15号
同意書	様式第16号
保育補助者実習等修了証明書	様式第17号
雇用契約内容届出書	様式第18号

8 問い合わせ先

【申請方法・手続きに関すること】

○社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター 育成資金課
(電話) 048-824-3370

【制度趣旨に関すること】

○埼玉県 福祉部こども支援課 保育・人材確保担当
(電話) 048-830-3349

9 対象となる保育所等 定義一覧

法令・通知等		施設等種別
児童福祉法	第7条に規定	保育所（公立を除く）
		幼保連携型認定こども園（公立を除く）
	第6条の3第10項	小規模保育事業を行う者
	第6条の3第12項	事業所内保育事業を行う者
子ども・子育て支援法	第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（令和5年6月27日こ成保第70号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を行う者	企業主導型保育事業を行う者

※子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付（施設型給付費、特別施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費）やその他の事業により、その雇上げに係る経費が交付される者の雇上げに係る費用を除くこととする。

10 保育に関する40時間以上の実習の内容について

実習項目	目安の時間	実習内容
1 保育所の役割	30分	保育の役割 ※「保育所保育指針第1章第1節」(参考)の内容を踏まえて実習を行うこと。
2 子どもの発達	60分	①発達への理解 ②胎児期から青年期までの発達 ③発達への援助 ④子どもの遊び
3 保育の基本	1,680分	①子どもとの関わり方 ②身体を使った遊び ③言葉・音楽を使った遊び ④物を使った遊び ⑤その他保育士の業務の補助に関する事項
4 乳幼児の発達と心理	90分	①発達とは ②発達時期の区分と特徴 ③ことばのコミュニケーション ④自分と他者 ⑤手のはたらきと探索 ⑥移動する力 ⑦こころと行動の発達を支える保育者の役割
5 乳幼児の食事と栄養	60分	①離乳の進め方に関する最近の動向 ②栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③食物アレルギー ④保育者が押さえる食育のポイント
6 小児保育	120分	①乳幼児の健康観察のポイント ②発育と発達について ③衛生管理・消毒について ④薬の預かりについて ⑤子どもに多い症例とその対応 ⑥子どもに多い病気（SIDS等を含む）とその対応 ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「保育所における感染症対策ガイドライン」を周知する。 ⑦事故予防と対応
7 心肺蘇生法	120分	①心肺蘇生法、AED、異物除去法等 ※見学だけの科目にならないよう配慮が必要。
8 安全の確保とリスクマネジメント	60分	①子どもの事故 ②子どもの事故の予防保育上の留意点 ③緊急時の連絡・対策・対応 ④リスクマネジメントと賠償責任
9 保育者の職業倫理と配慮事項	90分	①保育者の職業倫理 ②保育者の自己管理 ③地域等との関係 ④保育所や様々な保育関係者との関係 ⑤行政との関係 ⑥地域型保育の保育者の役割の検討
10 特別に配慮を要する子どもへの対応	90分	①気になる行動 ②気になる行動をする子どもの行動特徴 ③気になる行動への対応の考え方 ④気になる行動の原因とその対応 ⑤保育者の役割 ⑥遊びを通して、子どもの発達を促す方法